

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成22年 2月17日提出
【発行者名】	MDAMアセットマネジメント株式会社 (旧社名：明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐藤 公俊
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山三丁目 6番7号
【事務連絡者氏名】	阿部 一 連絡場所 東京都港区北青山三丁目 6番7号
【電話番号】	03-5469-3587
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ミリオン（従業員積立投資プラン） インデックスポートフォリオ
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	上限 200億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

ミリオン（従業員積立投資プラン）インデックスポートフォリオ

以下、「ファンド」といいます。

以下、「ミリオン・インデックスポートフォリオ」または「インデックスポートフォリオ」の名称を用いる場合があります。

「ミリオン」または「ミリオン（従業員積立投資プラン）」の語は、このファンドと同時に設定されたミリオン（従業員積立投資プラン）フィナンシャルミックスポートフォリオとの総称として用いられる場合があります。

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

当初の1口当たり元本は、1円（1万口当たり元本金額1万円）です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるMDAMアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

200億円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額とします。

取得申込日とは、申込者の申込金額が事業所（企業・団体）を通じて、給与天引きにより販売会社に入金された日をいいます。

受益者が販売会社との間で結んだミリオン（従業員積立投資プラン）累積投資約款（当ファンドについて取得申込者と販売会社が締結する「ミリオン（従業員積立投資プラン）累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合「ミリオン（従業員積立投資プラン）累積投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、以下、同じ。）による契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、当該収益分配の基礎となった決算日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）

### (5)【申込手数料】

無手数料です。

### (6)【申込単位】

5,000円以上1円単位（別に定める契約に基づき、収益分配金を再投資する場合は、1口単位）

ただし、当ファンドは、原則として給与天引き方式による累積投資専用ファンドであり、事業所によっては上記と異なる制限が加えられる場合があります。（例：1万円以上1,000円単位など）

### (7)【申込期間】

平成22年2月18日（木曜日）から平成23年2月17日（木曜日）まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### (8)【申込取扱場所】

コスモ証券株式会社

大阪府大阪市中央区今橋1丁目8番12号

（以下、「販売会社」といいます。）

上記の販売会社の、本邦内のすべての本支店、営業所で申込みの取扱いを行います。

なお、販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

(9)【払込期日】

申込者は、申込金額(取得申込日の基準価額×申込口数)を、原則として事業所(企業・団体)を通じて、給与天引きにより販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、当該申込みに係る追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

お申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」をご参照下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込証拠金はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、信託財産の成長をはかることを目的として、運用を行います。

ファンドは、社団法人投資信託協会による分類方法において、「追加型投信/国内/株式/インデックス型」に商品分類され、属性は下記に区分されます。

「追加型投信/国内/株式/インデックス型」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドであり、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産（株式）を源泉とする旨および各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

##### <ファンドの属性およびその定義>

- |                                  |     |   |
|----------------------------------|-----|---|
| 1. 投資対象資産による属性区分                 | ... | <p>その他資産(投資信託証券(株式 一般))</p> <p>目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信ではないその他資産である投資信託証券(親投資信託など)を通じて、主として株式(大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。)へ投資を行う旨の記載があるものをいいます。</p> |
| 2. 決算頻度による属性区分                   | ... | <p>年1回</p> <p>目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。</p>  |
| 3. 投資対象地域による属性区分                 | ... | <p>日本</p> <p>目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。</p>   |
| 4. 投資形態による属性区分                   | ... | <p>ファミリーファンド</p> <p>目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。</p>   |
| 5. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 | ... | <p>日経225</p>  |

当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、社団法人投資信託協会ホームページ (URL:<http://www.toushin.or.jp/>) で閲覧が可能です。

信託金の限度額：上限200億円

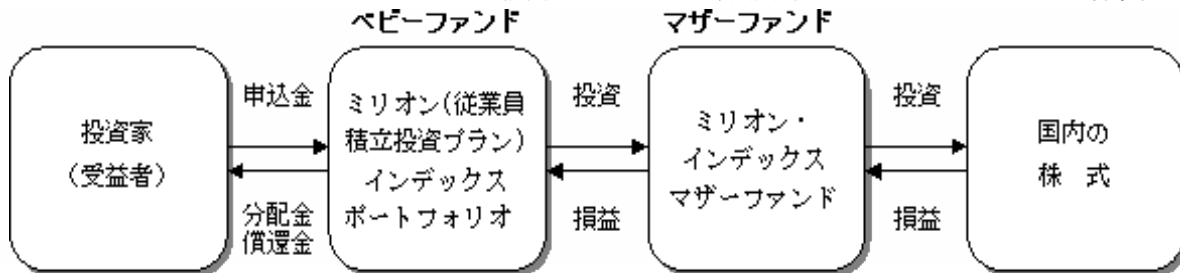
ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## (2)【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み

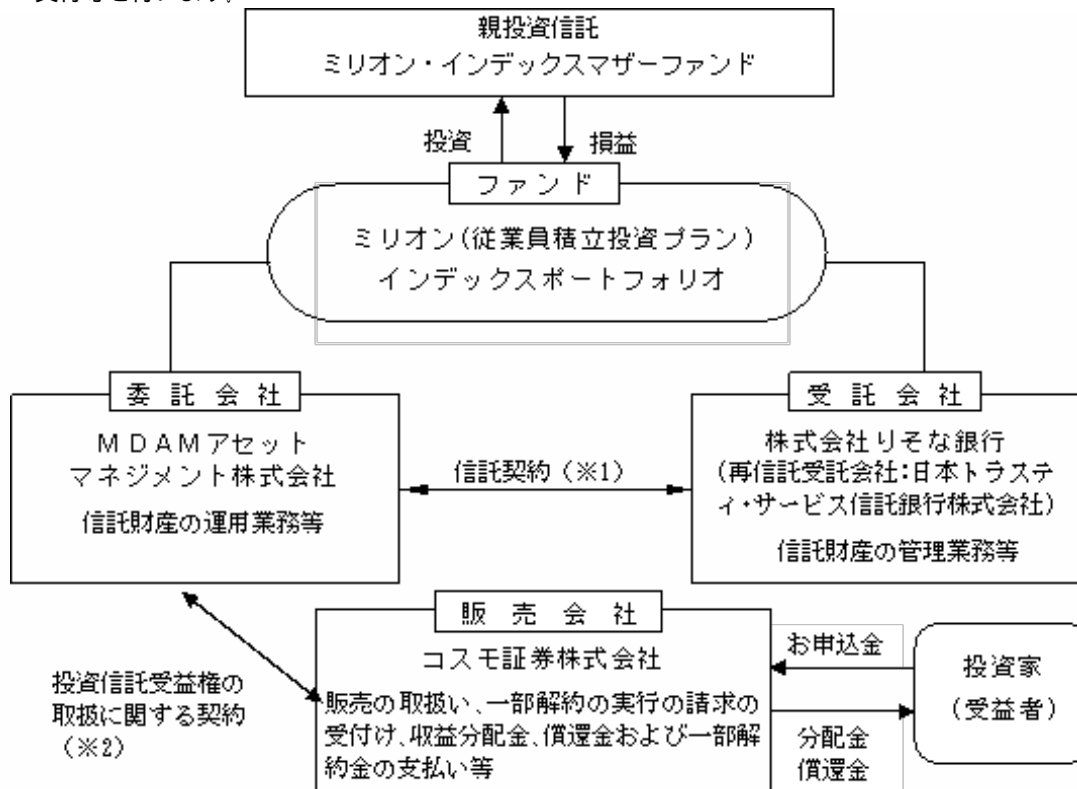
運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、主として、「ミリオン・インデックスマザーファンド」受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンド（以下「親投資信託」ともいいます。）で行う仕組みになっています。

（注）「ファミリーファンド方式」とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）： MDAMアセットマネジメント株式会社  
信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者） 株式会社りそな銀行  
信託財産の保管・管理業務等を行います。（受託者は信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。）
3. 販売会社： コスモ証券株式会社  
ファンドの販売会社として販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



## 1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

## 2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

## 委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

## 2. 委託会社の沿革

- 昭和61年11月： コスモ投信株式会社設立  
 平成10年10月： ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更  
 平成12年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更  
 平成12年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更  
 平成21年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

## 3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	11,340株	90%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ アジア・パシフィック ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 80335 ミュンヘン ジーデル シュトラーセ 24 - 24a	1,261株	10%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 運用方針

マザーファンドを通じて間接的に日経平均株価(225種)採用銘柄に投資し、信託財産の成長をはかることを目的として、運用を行います。

#### 投資対象

ミリオン・インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

以下、ミリオン・インデックスマザーファンドを単にマザーファンドということがあります。

#### 投資態度

- 1.ミリオン・インデックスマザーファンド受益証券への投資には、制限を設けません。
- 2.外貨建資産への投資は行いません。
- 3.マザーファンドにおいては、日経平均株価(225種)に連動した収益をめざして運用を行います。
- 4.非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

#### 日経平均株価とは

日経平均株価は「ダウ式平均」によって算出する指数です。基本的には225銘柄の株価の平均値ですが、分母（除数）の修正などで株式分割や銘柄入れ替えなど市況変動以外の要因を除去して指数値の連続性を保っています。指数算出の対象となる225銘柄は東京証券取引所第1部上場銘柄から流動性・業種セクターのバランスを考慮して選択しており、株式市場の動向を敏感に伝えます。

#### 日経平均の計算式

$$\frac{225\text{銘柄の指数採用株価合計}}{\text{除数}}$$

日経平均は構成銘柄の「みなし額面50円換算」した指数採用株価を合計し、「除数」で割って算出します。日経平均は単純平均の考え方に基づいており、当初の除数は銘柄数と同じでした。その後は分割・併合や銘柄入替などで除数を修正しています。除数の修正方法が「ダウ式」と呼ばれています。

#### <除数とは>

日経平均の計算で「分母」となる数字です。分子の株価合計を225で割れば、普通の単純平均になりますが、株式分割や銘柄入れ替えなど市況変動以外の理由で株価合計が変化すると指数値に断層が出来てしまいます。指数の連続性を保つために分母である除数を修正します。（大型の株式併合や分割では、個別株価を換算する「みなし額面」を変更することがあります。その場合には除数は修正しません）

日経平均株価は、日本経済新聞社の著作物であり、「指数」に関する著作権ならびに「日経」および「指数」の表示に対する知的財産権その他一切の権利はすべて日本経済新聞社に帰属します。また、日本経済新聞社は、当ファンドの基準価額の値動き等にいかなる責任も有していません。

## （参考）

## ミリオン・インデックスマザーファンドの概要

## (1)基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場の動きと長期的成長をとらえることを目標に、日経平均株価(225種)に連動した収益をめざして運用を行います。

## (2)運用方法

## 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち日経平均株価(225種)に採用されている銘柄を投資対象とします。

なお、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券指数等先物取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

## 投資態度

投資成果を日経平均株価(225種)の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

1. 原則として、日経平均株価(225種)採用銘柄のうち200銘柄以上に分散投資を行います。
2. 資金の流入に伴う売買にあたっては、原則として、買付の場合は株価の高い銘柄から順番に、売付の場合は株価の低い銘柄から順番に行います。
3. 株式の組入比率はできるだけ、高位に保ちます。
4. 非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

## 投資制限

1. 株式への投資には、制限を設けません。
2. 同一銘柄の株式への投資には、制限を設けません。
3. 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
4. 外貨建資産への投資は行いません。

## (2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいい、以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条に定めるものに限り、）

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ．金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として「ミリオン・インデックスマザーファンド」受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限り、）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券で、前号の証券の性質を有するもの
3. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの



## 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記の規定にかかわらず、当ファンドの信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記 1.～4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## (3)【運用体制】

## 1. 運用体制

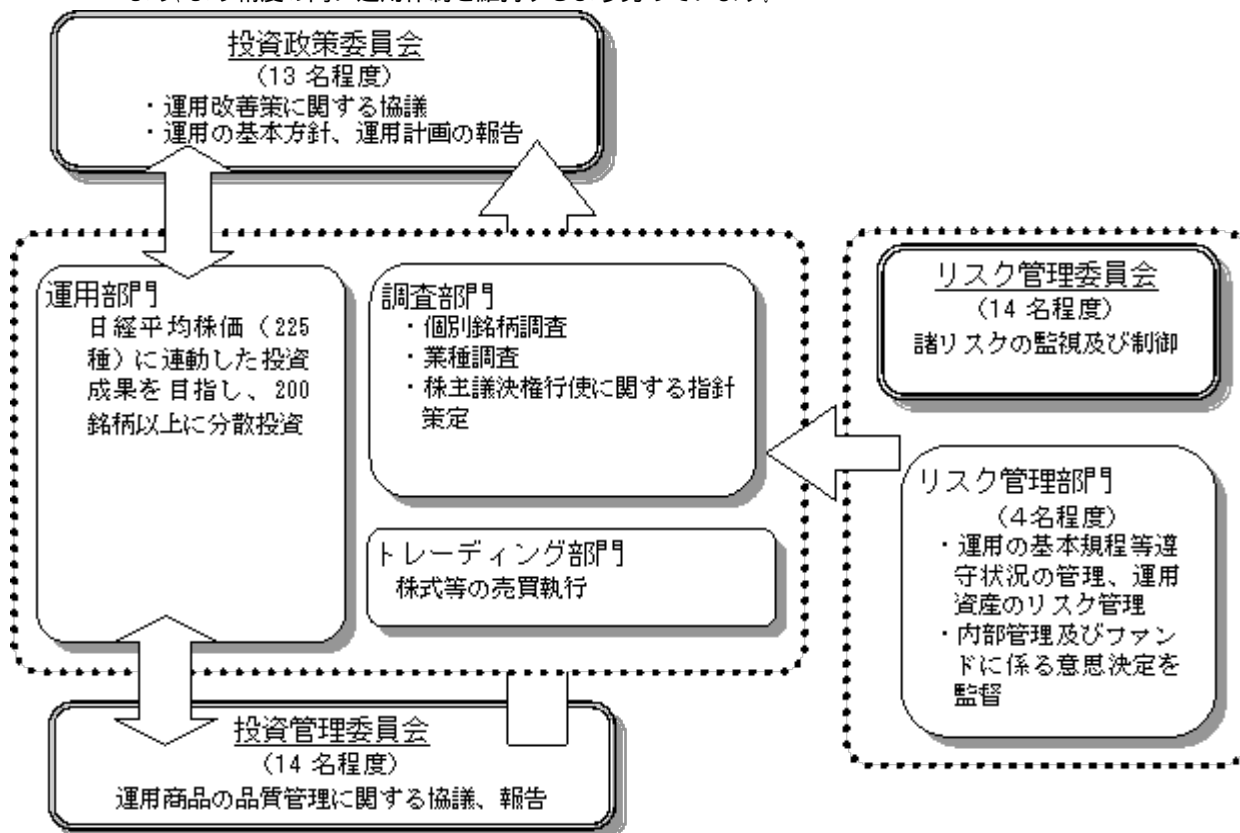
ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析・検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討結果をもとに運用計画を策定し、これに基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理部門が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

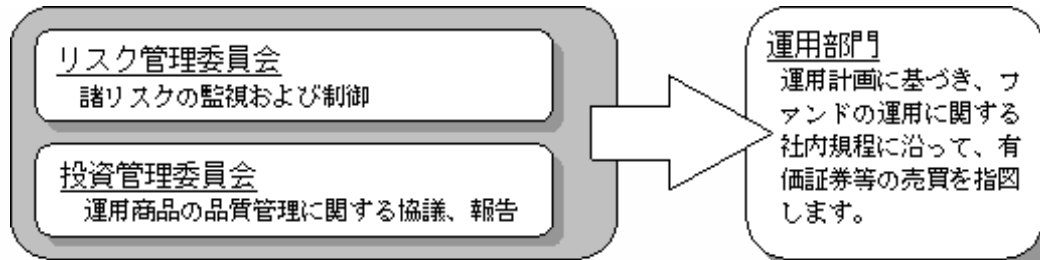
ファンドの運用管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

## 2. 内部管理体制

ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。また、個別ファンドの運用計画を策定し、計画に基づいた運用を行う体制を整備しております。

リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等の報告を受け、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価、トレーディング分析等を行い、必要に応じて指摘を行います。



ファンドの内部管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

### (4) 【分配方針】

#### 収益分配方針

毎年1回（原則11月17日）決算を行い、次の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の合計額とします。
2. 利子・配当収入を中心に売買益等を含め、委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して分配金額を決定します。（ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。）
3. 留保益の運用については特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。

#### 収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### 収益分配金の再投資

決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）の収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (5) 【投資制限】

マザーファンドへの投資制限（約款「運用の基本方針」）

マザーファンド受益証券への投資には、制限を設けません。

外貨建資産への投資制限（約款「運用の基本方針」）

外貨建資産への投資は行いません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第18条）

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うこ

との指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「（２）投資対象 1.から6.」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、「先物取引等の運用指図・目的・範囲」で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「（２）投資対象 1.から6.」に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「（２）投資対象 1.から6.」に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。

コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### 信用取引の指図範囲（約款第19条）

委託会社は、信託財産の効率的運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### 資金の借入れ（約款第26条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 上記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

）一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

）借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

4. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

5. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを委託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスクと留意点

ファンドは、マザーファンドを通じて間接的に、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下の通りです。

#### 1. 値動きの主な要因

##### 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。また、発行体の企業の事業活動や財務状況の変化もしくは変化に対する期待・見込みによって変動します。保有する株式の価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

また、ファンドの投資している企業が倒産や業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

##### 信用リスク

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品については、発行体が、経営不振、倒産、その他の理由により、その利息および償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）可能性があります。実際に債務不履行となった場合や、債務不履行となる可能性が高いと判断される場合には、当該公社債または短期金融商品の価格は大きく下落し、あるいはゼロになることがあります。そのため、ファンドは保有する公社債や短期金融商品の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

#### 2. その他のリスク・留意点

##### 流動性リスク

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来の価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

##### 金利変動リスク

公社債の価格は、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### ファミリーファンド方式での運用に係る留意点

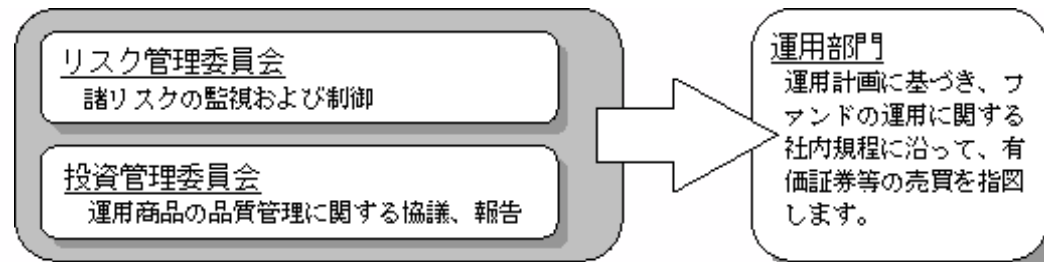
ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っています。ファミリーファンド方式には、運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

#### (2) リスク管理体制

ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。また、個別ファンドの運用計画を策定し、計画に基づいた運用を行う体制を整備しております。

リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等の報告を受け、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価、トレーディング分析等を行い、必要に応じて指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

無手数料です。

##### (2)【換金（解約）手数料】

無手数料です。

##### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.68%（税抜1.6%）以内の率を乗じて得た額とします。信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

合計	委託会社	販売会社	受託会社
年1.680% (税抜1.60%)	年0.441% (税抜0.42%)	年1.155% (税抜1.10%)	年0.084% (税抜0.08%)

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税等（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。

上記信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

##### (4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等相当額および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に係る監査報酬はファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年0.00525%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額とします。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

##### (5)【課税上の取扱い】

###### 1)個人、法人別の課税の取扱いについて

###### 1.個人の受益者に対する課税

###### <収益分配金（普通分配金）に対する課税>

平成23年12月31日までの間、個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

平成24年1月1日以降、源泉徴収の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

#### <一部解約時および償還時に対する課税>

平成23年12月31日までの間、一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。

平成24年1月1日以降、税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

#### <損益通算について>

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限り、）と損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

買取価額と取得価額との差額については、譲渡所得の取扱いになとなります。買取請求制による換金の詳細については販売会社にお問い合わせください。

## 2. 法人の受益者に対する課税

平成23年12月31日までの間、法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

平成24年1月1日以降、税率は、15%（所得税15%）となる予定です。

### 2) 個別元本方式について

1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。
3. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### 3) 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

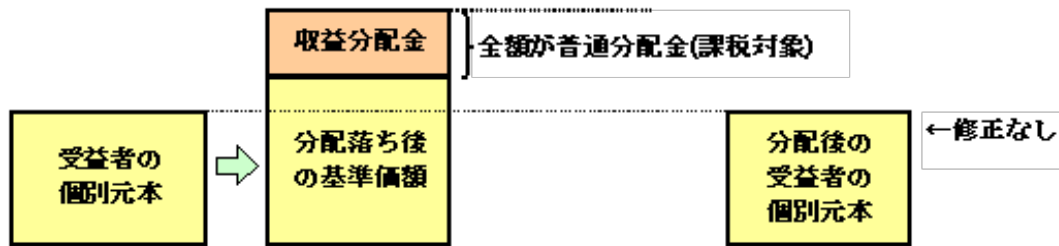
当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の全額が特別分配金となります。

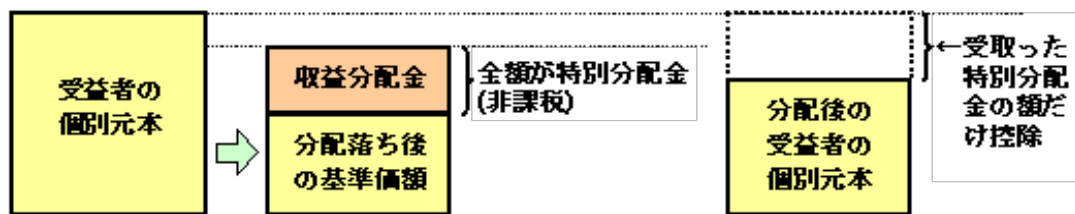
当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を上回っている場合には、その下回った部分の分配金が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

＜収益分配金の課税と個別元本のイメージ＞

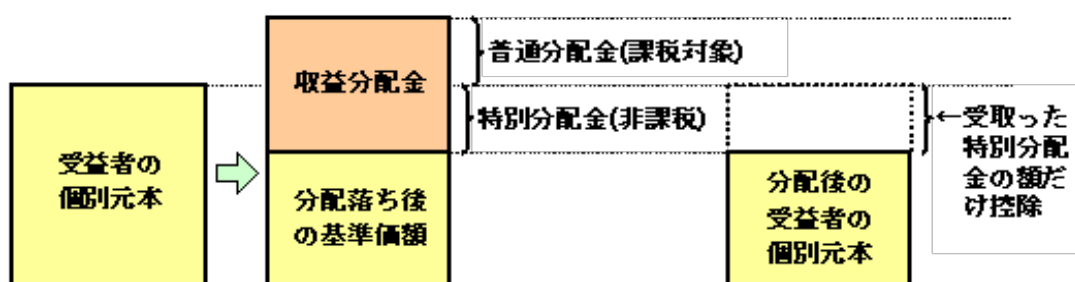
①収益分配金が全額普通分配金になる場合



②収益分配金が全額特別分配金になる場合



③収益分配金が普通分配金と特別分配金に分かれる場合



※上記はあくまでもイメージであり、当ファンドの収益分配を約束するものではありません。

当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用対象となります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

税法が改正された場合等は、上記の内容が変更されることがあります。



## 5【運用状況】

以下は平成21年12月28日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

## (1)【投資状況】

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
ミリオン・インデックスマザーファンド受益証券	427,007,153	99.77
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	981,058	0.23
合計（純資産総額）	427,988,211	100.00

（参考）マザーファンドの投資状況

ミリオン・インデックスマザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	524,203,380	87.15
新株予約権証券	日本	50,000	0.01
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		77,217,961	12.84
合計（純資産総額）		601,471,341	100.00

その他資産として下記の通り先物取引を利用しています。評価にあたっては、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場を用いています。

資産の名称	取引所	評価額（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建） 日経225先物 1003	大阪証券取引所	63,780,000	10.60

## (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

## 1.上位銘柄

順位	銘柄名	国名／業種 種類	数量（口）	簿価単価 ／簿価額（円）	評価単価 ／評価額（円）	投資比 率（％）
1	ミリオン・インデックス マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	773,563,684	0.5060 391,448,270	0.5520 427,007,153	99.77

## 2.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.77
合計	99.77

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。



## (参考) マザーファンドの投資資産

## ミリオン・インデックスマザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

## 1. 上位銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	2,000	17,380.00	34,760,000	17,360.00	34,720,000	5.77
2	日本	株式	ファナック	電気機器	2,000	7,630.00	15,260,000	8,700.00	17,400,000	2.89
3	日本	株式	京セラ	電気機器	2,000	7,270.00	14,540,000	8,310.00	16,620,000	2.76
4	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	6,000	2,085.00	12,510,000	2,210.00	13,260,000	2.20
5	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,000	2,880.00	11,520,000	3,130.00	12,520,000	2.08
6	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	2,000	4,850.00	9,700,000	6,020.00	12,040,000	2.00
7	日本	株式	キヤノン	電気機器	3,000	3,470.00	10,410,000	3,960.00	11,880,000	1.98
8	日本	株式	T D K	電気機器	2,000	4,870.00	9,740,000	5,750.00	11,500,000	1.91
9	日本	株式	テルモ	精密機器	2,000	5,030.00	10,060,000	5,610.00	11,220,000	1.87
10	日本	株式	信越化学工業	化学	2,000	4,660.00	9,320,000	5,340.00	10,680,000	1.78
11	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	4,000	2,035.00	8,140,000	2,490.00	9,960,000	1.66
12	日本	株式	K D D I	情報・通信業	20	459,000.00	9,180,000	491,000.00	9,820,000	1.63
13	日本	株式	セコム	サービス業	2,000	4,270.00	8,540,000	4,420.00	8,840,000	1.47
14	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	2,000	3,570.00	7,140,000	3,860.00	7,720,000	1.28
15	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	2,000	3,550.00	7,100,000	3,840.00	7,680,000	1.28
16	日本	株式	ダイキン工業	機械	2,000	3,290.00	6,580,000	3,710.00	7,420,000	1.23
17	日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	2,000	3,200.00	6,400,000	3,550.00	7,100,000	1.18
18	日本	株式	エーザイ	医薬品	2,000	3,210.00	6,420,000	3,450.00	6,900,000	1.15
19	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	2,000	3,270.00	6,540,000	3,440.00	6,880,000	1.14
20	日本	株式	オリンパス	精密機器	2,000	2,870.00	5,740,000	3,030.00	6,060,000	1.01
21	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	20	259,900.00	5,198,000	286,500.00	5,730,000	0.95
22	日本	株式	デンソー	輸送用機器	2,000	2,540.00	5,080,000	2,805.00	5,610,000	0.93
23	日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	2,000	2,525.00	5,050,000	2,800.00	5,600,000	0.93
24	日本	株式	ソニー	電気機器	2,000	2,525.00	5,050,000	2,705.00	5,410,000	0.90
25	日本	株式	日立建機	機械	2,000	2,195.00	4,390,000	2,430.00	4,860,000	0.81
26	日本	株式	三菱商事	卸売業	2,000	1,982.00	3,964,000	2,280.00	4,560,000	0.76
27	日本	株式	スズキ	輸送用機器	2,000	2,140.00	4,280,000	2,270.00	4,540,000	0.75
28	日本	株式	電通	サービス業	2,000	1,926.00	3,852,000	2,190.00	4,380,000	0.73
29	日本	株式	花王	化学	2,000	2,005.00	4,010,000	2,170.00	4,340,000	0.72
30	日本	株式	日本碍子	ガラス・土石製品	2,000	1,970.00	3,940,000	2,050.00	4,100,000	0.68

## 2. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
株式	87.15
新株予約権証券	0.01
合計	87.16

## 3. 株式の業種別の投資比率

業種名	投資比率(%)	業種名	投資比率(%)
電気機器	19.32	その他製品	1.02
小売業	7.67	保険業	0.93
情報・通信業	6.94	繊維製品	0.76
医薬品	6.12	証券、商品先物取引業	0.69
化学	6.07	ゴム製品	0.67
輸送用機器	5.90	鉄鋼	0.62
機械	4.78	石油・石炭製品	0.54
精密機器	3.66	金属製品	0.53
食料品	3.64	電気・ガス業	0.45
卸売業	2.37	パルプ・紙	0.40
サービス業	2.29	倉庫・運輸関連業	0.36
建設業	2.09	その他金融業	0.36
不動産業	1.80	海運業	0.35
陸運業	1.76	鉱業	0.24
非鉄金属	1.69	水産・農林業	0.13
ガラス・土石製品	1.56	空運業	0.08
銀行業	1.36	合計	87.15

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

## 1. コール・ローン

該当事項はありません。

## 2. 株価指数先物取引

銘柄名	取引所	買建/ 売建	数量 (枚)	簿価額(円)	評価額(円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引 日経225先物 1003	大阪証券取引所	買建	6	60,050,169	63,780,000	10.60

(注) 評価額の算定方法：基準日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

	純資産総額(円)		1万口当たりの純資産額(円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第12期計算期間末(平成11年11月17日)	918,479,018	919,168,887	6,657	6,662
第13期計算期間末(平成12年11月17日)	709,314,176	709,969,237	5,414	5,419
第14期計算期間末(平成13年11月19日)	550,619,335	550,619,335	4,031	4,031
第15期計算期間末(平成14年11月18日)	448,990,341	448,990,341	3,126	3,126
第16期計算期間末(平成15年11月17日)	515,781,461	515,781,461	3,627	3,627
第17期計算期間末(平成16年11月17日)	579,122,409	579,122,409	4,088	4,088
第18期計算期間末(平成17年11月17日)	710,304,818	710,304,818	5,253	5,253
第19期計算期間末(平成18年11月17日)	729,393,641	729,393,641	5,813	5,813
第20期計算期間末(平成19年11月19日)	614,147,199	614,147,199	5,413	5,413
第21期計算期間末(平成20年11月17日)	347,449,403	347,449,403	3,096	3,096
第22期計算期間末(平成21年11月17日)	390,738,913	390,738,913	3,524	3,524

	純資産総額(円)	1万口当たり純資産額(円)
平成20年12月末日	357,504,898	3,217
平成21年1月末日	324,007,900	2,902
平成21年2月末日	306,120,352	2,743
平成21年3月末日	332,342,783	2,964
平成21年4月末日	361,316,008	3,213
平成21年5月末日	388,383,939	3,461
平成21年6月末日	403,475,117	3,610
平成21年7月末日	416,624,949	3,744
平成21年8月末日	421,400,930	3,787

平成21年9月末日	406,622,735	3,671
平成21年10月末日	402,871,044	3,631
平成21年11月末日	376,229,166	3,383
直近日(平成21年12月28日現在)	427,988,211	3,836

## 【分配の推移】

	1万口当たり税込み分配金(円)
第12期計算期間(平成10年11月18日から平成11年11月17日まで)	5
第13期計算期間(平成11年11月18日から平成12年11月17日まで)	5
第14期計算期間(平成12年11月18日から平成13年11月19日まで)	0
第15期計算期間(平成13年11月20日から平成14年11月18日まで)	0
第16期計算期間(平成14年11月19日から平成15年11月17日まで)	0
第17期計算期間(平成15年11月18日から平成16年11月17日まで)	0
第18期計算期間(平成16年11月18日から平成17年11月17日まで)	0
第19期計算期間(平成17年11月18日から平成18年11月17日まで)	0
第20期計算期間(平成18年11月18日から平成19年11月19日まで)	0
第21期計算期間(平成19年11月20日から平成20年11月17日まで)	0
第22期計算期間(平成20年11月18日から平成21年11月17日まで)	0

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第12期計算期間(平成10年11月18日から平成11年11月17日まで)	24.78
第13期計算期間(平成11年11月18日から平成12年11月17日まで)	18.60
第14期計算期間(平成12年11月18日から平成13年11月19日まで)	25.54
第15期計算期間(平成13年11月20日から平成14年11月18日まで)	22.45
第16期計算期間(平成14年11月19日から平成15年11月17日まで)	16.03
第17期計算期間(平成15年11月18日から平成16年11月17日まで)	12.71
第18期計算期間(平成16年11月18日から平成17年11月17日まで)	28.50
第19期計算期間(平成17年11月18日から平成18年11月17日まで)	10.66
第20期計算期間(平成18年11月18日から平成19年11月19日まで)	6.88
第21期計算期間(平成19年11月20日から平成20年11月17日まで)	42.80
第22期計算期間(平成20年11月18日から平成21年11月17日まで)	13.82

(注) 収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下、「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## 6【手続等の概要】

### 申込（販売）手続等

1. 申込者は、申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じた額）を、原則として事業所（企業・団体）を通じて、給与天引きにより販売会社に支払うものとします。  
取得申込日とは、申込者の申込金額が事業所（企業・団体）を通じて、給与天引きにより販売会社に入金された日をいいます。
2. 申込金額は、取得申込日の基準価額に申込口数を乗じた額とします。  
受益者が販売会社との間で結んだミリオン（従業員積立投資プラン）累積投資約款（当ファンドについて取得申込者と販売会社が締結する「ミリオン（従業員積立投資プラン）累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「ミリオン（従業員積立投資プラン）累積投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。以下、同じ。）による契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、当該収益分配の基礎となった決算日の基準価額とします。基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。  
MDAMアセットマネジメント株式会社  
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）  
ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）
3. 申込手数料はありません。
4. 申込単位は、5,000円以上1円単位とします。ただし、ファンドの受益者が「別に定める契約」により、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。  
（ファンドは、原則として給与天引き方式による累積投資専用ファンドであり、事業所によっては上記と異なる制限が加えられる場合（例：1万円以上1,000円単位など）があります。）
5. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取消することができるものとします。

### 換金（解約）手続等

#### （1）買取請求による換金

- ）販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。
- ）買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。買取価額については、販売会社において入手できます。
- ）販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて上記（ ）による受益権の買取りを中止することができます。
- ）上記（ ）により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、当該請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。
- ）信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の買取請求には制限を設ける場合があります。  
税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。

#### （2）信託の一部解約（解約請求制）

- ）受益者は、自己の有する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ）一部解約の価額（解約価額）は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。  
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）

- ）換金手数料ならびに信託財産留保額はありませぬ。
- ）一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。
- ）一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

）委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。

）上記（ ）により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該請求受付日の基準価額とします。

）信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

## 7【管理及び運営の概要】

### 資産の評価

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株 式	原則として、基準価額計算日 の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認ください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

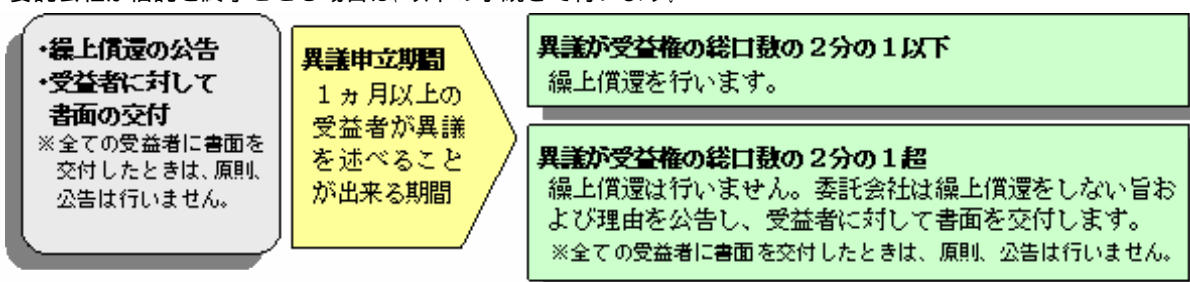
ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）

### 信託の終了（繰上償還）

ファンドの信託期間は無期限ですが、以下の場合には所定の手続きを経て、信託を終了（繰上償還）することがあります。この場合、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 委託会社がこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
2. 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（他の委託会社が業務を引き継ぐ場合を除きます。）
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

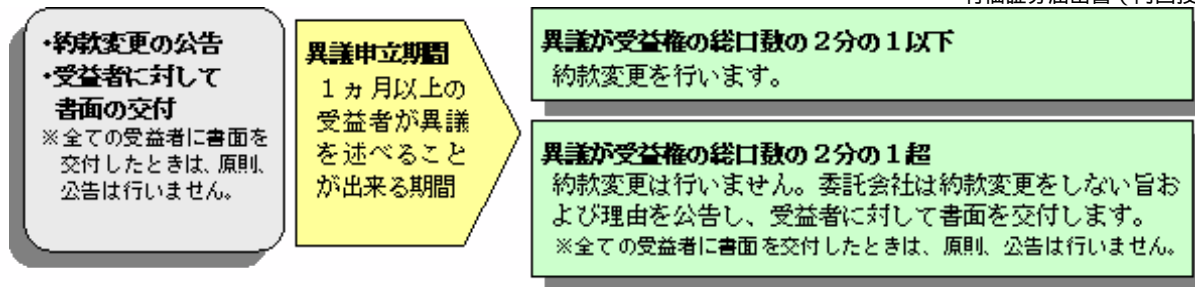
委託会社が信託を終了させる場合は、以下の手続きで行います。



### 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについては、以下の手続きで行います。



#### 償還金について

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

#### 運用報告書について

委託会社は、法令等の定めるところにより、計算期間終了毎に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、販売会社の本支店で、受取ることもできます。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

## 第2【財務ハイライト情報】

- 以下の「財務ハイライト情報」については、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」より抜粋して記載しております。
- 当ファンドの「財務諸表」については、あずさ監査法人による監査を受けております。  
当ファンドの監査報告書については、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付しております。

### 1【貸借対照表】

区分	第21期 (平成20年11月17日現在)	第22期 (平成21年11月17日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,598,989	3,761,806
親投資信託受益証券	346,916,578	390,393,897
未収利息	36	5
流動資産合計	351,515,603	394,155,708
資産合計	351,515,603	394,155,708
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	202,682	170,317
未払委託者報酬	3,850,914	3,235,899
その他未払費用	12,604	10,579
流動負債合計	4,066,200	3,416,795
負債合計	4,066,200	3,416,795
純資産の部		
元本等		
元本	1,122,265,843	1,108,885,022
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( ) (分配準備積立金)	774,816,440 6,872,792	718,146,109 6,424,559
元本等合計	347,449,403	390,738,913
純資産合計	347,449,403	390,738,913
負債純資産合計	351,515,603	394,155,708

### 2【損益及び剰余金計算書】

区分	第21期 (自平成19年11月20日 至平成20年11月17日)	第22期 (自平成20年11月18日 至平成21年11月17日)
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	13,120	1,473
有価証券売買等損益	250,306,497	54,487,319
営業収益合計	250,293,377	54,488,792
営業費用		
受託者報酬	438,576	310,991
委託者報酬	8,332,833	5,908,614
その他費用	27,287	19,314
営業費用合計	8,798,696	6,238,919
営業利益又は営業損失( )	259,092,073	48,249,873
経常利益又は経常損失( )	259,092,073	48,249,873
当期純利益又は当期純損失( )	259,092,073	48,249,873
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	2,637,570	1,705,700
期首剰余金又は期首欠損金( )	520,479,521	774,816,440
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,962,528	52,105,693
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,962,528	52,105,693
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,844,944	41,979,535
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	25,844,944	41,979,535
分配金	-	-

期末剰余金又は期末欠損金( )	774,816,440	718,146,109
-----------------	-------------	-------------

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第21期 (自平成19年11月20日 至平成20年11月17日)	第22期 (自平成20年11月18日 至平成21年11月17日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	同左

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1)名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### (3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (4)受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (5)受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (6)質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

#### (7)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。



## 第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書 第三部「ファンドの詳細情報」の記載項目は次の通りです。

### 第1 ファンドの沿革

### 第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

### 第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

（1）資産の評価、（2）保管、（3）信託期間、（4）計算期間、（5）その他

2 受益者の権利等

### 第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

（1）貸借対照表、（2）損益及び剰余金計算書、（3）注記表、（4）附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

### 第5 設定及び解約の実績

## 第三部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

昭和62年11月27日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

1. 申込者は、申込金額を、原則として事業所（企業・団体）を通じて、給与天引きにより販売会社に支払うものとします。  
なお、当該販売会社に入金された日を取得申込日とします。
2. 申込金額は、取得申込日の基準価額に申込口数を乗じた額とします。  
受益者が販売会社との間で結んだミリオン（従業員積立投資プラン）累積投資約款（当ファンドについて取得申込者と販売会社が締結する「ミリオン（従業員積立投資プラン）累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「ミリオン（従業員積立投資プラン）累積投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。以下、同じ。）による契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、当該収益分配の基礎となった決算日の基準価額とします。基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）

3. 申込手数料はありません。
4. 申込単位は、5,000円以上1円単位とします。ただし、ファンドの受益者が「別に定める契約」により、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。  
（ファンドは、原則として給与天引き方式による累積投資専用ファンドであり、事業所によっては上記と異なる制限が加えられる場合（例：1万円以上1,000円単位など）があります。）
5. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取消すことができるものとします。

#### 2【換金（解約）手続等】

##### (1) 買取請求による換金

- ）販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。
- ）買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。買取価額については、販売会社において入手できます。
- ）販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて上記（ ）による受益権の買取りを中止することができます。
- ）上記（ ）により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、当該請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。
- ）信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の買取請求には制限を設ける場合があります。  
税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。

##### (2) 信託の一部解約（解約請求制）

- ）受益者は、自己の有する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ）一部解約の価額（解約価額）は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）

- ）換金手数料ならびに信託財産留保額はありませぬ。
- ）一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。
- ）一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ）委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。
- ）上記（ ）により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして当該請求受付日の基準価額とします。
- ）信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株 式	原則として、基準価額計算日 の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）

##### (2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されませぬ。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありませぬ。

##### (3)【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

##### (4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年11月18日から翌年11月17日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

##### (5)【その他】

信託の終了および繰上償還条項

1. 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
5. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を

記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6. 上記の3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずに上記3.の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

#### 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

#### 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から(原則として償還日(償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日までに)、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

#### 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1.から5.の規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

#### 運用報告書

委託会社は、法令の定めるところにより、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運

用報告書を、計算期間終了毎に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。また、販売会社の本支店で、受取ることもできます。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

#### 収益分配金請求権

1. 受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
2. 決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)の収益分配金については、販売会社を通じて、「別に定める契約」に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### 償還金請求権

1. 受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
2. 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに)、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に受益者に支払います。
3. 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
4. 受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### 受益権の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取のべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

#### 信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

#### 帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

## 第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期計算期間(平成19年11月20日から平成20年11月17日まで)及び第22期計算期間(平成20年11月18日から平成21年11月17日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

ミリオン(従業員積立投資プラン)インデックスポートフォリオ

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第21期 (平成20年11月17日現在)	第22期 (平成21年11月17日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	4,598,989	3,761,806
親投資信託受益証券	346,916,578	390,393,897
未収利息	36	5
流動資産合計	351,515,603	394,155,708
<b>資産合計</b>		
	351,515,603	394,155,708
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	202,682	170,317
未払委託者報酬	3,850,914	3,235,899
その他未払費用	12,604	10,579
流動負債合計	4,066,200	3,416,795
<b>負債合計</b>		
	4,066,200	3,416,795
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,122,265,843	1,108,885,022
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	774,816,440	718,146,109
(分配準備積立金)	6,872,792	6,424,559
元本等合計	347,449,403	390,738,913
<b>純資産合計</b>		
	347,449,403	390,738,913
<b>負債純資産合計</b>		
	351,515,603	394,155,708

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第21期 （自 平成19年11月20日 至 平成20年11月17日）	第22期 （自 平成20年11月18日 至 平成21年11月17日）
<b>営業収益</b>		
受取利息	13,120	1,473
有価証券売買等損益	250,306,497	54,487,319
営業収益合計	250,293,377	54,488,792
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	438,576	310,991
委託者報酬	8,332,833	5,908,614
その他費用	27,287	19,314
営業費用合計	8,798,696	6,238,919
営業利益又は営業損失（ ）	259,092,073	48,249,873
経常利益又は経常損失（ ）	259,092,073	48,249,873
当期純利益又は当期純損失（ ）	259,092,073	48,249,873
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,637,570	1,705,700
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	520,479,521	774,816,440
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,962,528	52,105,693
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,962,528	52,105,693
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,844,944	41,979,535
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	25,844,944	41,979,535
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	774,816,440	718,146,109

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第21期 (自平成19年11月20日 至平成20年11月17日)	第22期 (自平成20年11月18日 至平成21年11月17日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価して おります。 時価評価にあたっては、親投資信託受 益証券の基準価額に基づいて評価し ております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第21期 (平成20年11月17日現在)	第22期 (平成21年11月17日現在)
1. 当該計算期間の末日における受 益権の総数	1,122,265,843口	1,108,885,022口
2. 投資信託財産の計算に関する規 則第55条の6第10号に規定する 額	元本の欠損 774,816,440円	元本の欠損 718,146,109円
3. 当該計算期間の末日における1 単位当たりの純資産の額	0.3096円	0.3524円



## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第21期 （自 平成19年11月20日 至 平成20年11月17日）		第22期 （自 平成20年11月18日 至 平成21年11月17日）			
<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末に、解約に伴う当期純損失分配額を控除した受取利息、有価証券売買等損益より経費を控除した金額が損失になるため分配対象収益には含めていません。このため、収益調整金（その他収益調整金）（注1）と分配準備積立金（配当等収益）（注2）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注3）を合計した212,259,933円が当期の分配対象収益となりますが、当期の分配は行っておりません。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p>		<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した受取利息、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注1）、分配準備積立金（配当等収益）（注2）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注3）を合計した209,730,672円が当期の分配対象収益となりますが、当期の分配は行っておりません。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p>			
受取利息	A	13,120	受取利息	A	1,473
有価証券売買等損益	B	250,306,497	有価証券売買等損益	B	54,487,319
解約に伴う当期純損失分配額	C	2,637,570	解約に伴う当期純利益分配額	C	1,705,700
経費	D	8,798,696	経費	D	6,238,919
調整後当期利益	E (A + B + C - D)	256,454,503	繰越欠損金補てん額	E	46,542,700
収益調整金（その他収益調整金）（注1）	F	205,387,141	収益調整金（その他収益調整金）（注1）	F	203,306,113
分配準備積立金（配当等収益）（注2）	G	750,477	分配準備積立金（配当等収益）（注2）	G	701,371
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注3）	H	6,122,315	分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注3）	H	5,721,715
分配対象収益合計	I (F + G + H)	212,259,933	分配対象収益合計	I (A + B - C - D - E + F + G + H)	209,730,672
当ファンドの当期末残存受益権口数	J	1,122,265,843 (口)	当ファンドの当期末残存受益権口数	J	1,108,885,022 (口)
分配可能額	K (I)	212,259,933	分配可能額	K (I)	209,730,672
1口当たり分配可能額	L (K / J)	0.1891	1口当たり分配可能額	L (K / J)	0.1891
1口当たり分配額	M	0	1口当たり分配額	M	0
収益分配金額	N	0	収益分配金額	N	0

第21期 (自平成19年11月20日 至平成20年11月17日)	第22期 (自平成20年11月18日 至平成21年11月17日)
<p>(注1) 収益調整金 収益調整金は各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、その計上方法により収益調整金（その他収益調整金）と収益調整金（有価証券売買等損益相当額）の2つがあります。信託時の受益証券の価額は、信託財産の純資産総額のうち元本部分、配当等収益などに相当する部分、有価証券売買損益などに相当する部分のそれぞれの純資産総額に対する割合に応じて、それぞれの相当額に分け、元本相当部分は元本に、配当等収益などに相当する部分は収益調整金（その他収益調整金）に、有価証券売買損益などに相当する部分は収益調整金（有価証券売買等損益相当額）に計上されます。 収益調整金は追加信託のつど計上され、解約に伴う収益分配のつど調整されます。 収益調整金は、毎計算期末において、分配にあてることができ、ただし、欠損のある場合には、当該金額に相当する売買損益相当収益調整金を当該科目に留保します。</p> <p>(注2) 分配準備積立金（配当等収益） 経費控除後の配当等収益（受取利息、受取配当金等）は全額分配することができますが、その全部または一部を信託財産中に留保することができます。分配にあてず信託財産中に留保した配当等収益は分配準備積立金（配当等収益）に計上され翌期に繰り越されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。</p> <p>(注3) 分配準備積立金（有価証券売買等利益） 経費控除後の有価証券売買等利益は、繰越欠損がある場合にはこれを補てんした後の残額を分配することができます。また繰越欠損がない場合は経費控除後の有価証券売買等利益は全額分配することができます。分配にあてず信託財産中に留保した有価証券売買等利益は分配準備積立金中の有価証券売買等利益として計上されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。</p>	<p>(注1) 収益調整金 同左</p> <p>(注2) 分配準備積立金（配当等収益） 同左</p> <p>(注3) 分配準備積立金（有価証券売買等利益） 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

第21期 (平成20年11月17日現在)		
種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	346,916,578	247,207,833
合計	346,916,578	247,207,833

売買目的有価証券

第22期 (平成21年11月17日現在)		
種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	390,393,897	53,449,230
合計	390,393,897	53,449,230

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第21期 (平成20年11月17日現在)	第22期 (平成21年11月17日現在)
1. 期首元本額	1,134,626,720円	1,122,265,843円
期中追加設定元本額	48,524,400円	62,090,808円
期中一部解約元本額	60,885,277円	75,471,629円

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ミリオン・インデックスマザーファンド	771,529,442	390,393,897	
	合計	771,529,442	390,393,897	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「ミリオン・インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ミリオン・インデックスマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ミリオン・インデックスマザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成20年11月17日現在)	(平成21年11月17日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	967,761	279,995
コール・ローン	61,953,264	65,385,402
株式	420,793,800	479,802,320
新株予約権証券	-	48,000
未収配当金	4,164,620	2,845,980
未収利息	491	89
前払金	30,080,000	2,940,000
差入委託証拠金	9,600,000	1,980,000
流動資産合計	527,559,936	553,281,786
資産合計	527,559,936	553,281,786
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	30,032,900	3,320,745
流動負債合計	30,032,900	3,320,745
負債合計	30,032,900	3,320,745
純資産の部		
元本等		
元本	1,139,167,720	1,086,643,177
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	641,640,684	536,682,136
元本等合計	497,527,036	549,961,041
純資産合計	497,527,036	549,961,041
負債純資産合計	527,559,936	553,281,786

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自平成19年11月20日 至平成20年11月17日)	(自平成20年11月18日 至平成21年11月17日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所（ジャスダック証券取引所を除く）における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、ジャスダック証券取引所が発表する基準値段、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、市場価額に基づいて時価で評価しております。	同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。	同左

## （貸借対照表に関する注記）

区分	（平成20年11月17日現在）	（平成21年11月17日現在）
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	1,139,167,720口	1,086,643,177口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 641,640,684円	元本の欠損 536,682,136円
3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	0.437円	0.506円

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## （有価証券関係に関する注記）

## 売買目的有価証券

（平成20年11月17日現在）		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	420,793,800	318,199,751
合計	420,793,800	318,199,751

## 売買目的有価証券

（平成21年11月17日現在）		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	479,802,320	59,618,073
新株予約権証券	48,000	48,000
合計	479,850,320	59,666,073

## （デリバティブ取引等関係に関する注記）

## 取引の状況に関する事項

（自平成19年11月20日 至平成20年11月17日）	（自平成20年11月18日 至平成21年11月17日）
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引に係る主要なリスクは株価の変動による価格変動リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者が毎日リスク評価額の管理を行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

## 取引の時価等に関する事項

区分	種類	(平成20年11月17日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	97,920,000	-	67,920,000	30,000,000
		(97,952,900)	(-)		
合計		97,920,000	-	67,920,000	30,000,000
		(97,952,900)	(-)		(30,032,900)

区分	種類	(平成21年11月17日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	61,740,000	-	58,440,000	3,300,000
		(61,760,745)	(-)		
合計		61,740,000	-	58,440,000	3,300,000
		(61,760,745)	(-)		(3,320,745)

## (注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。なお、( )内は手数料相当額を含んだ場合の金額を表しております。

## (その他の注記)

## 元本の移動

区分	(平成20年11月17日現在)	(平成21年11月17日現在)
1. 期首元本額	1,170,028,295円	1,139,167,720円
期中追加設定元本額	36,955,021円	39,479,923円
期中一部解約元本額	67,815,596円	92,004,466円
期末現在における元本の内訳 (注)		
ミليون(従業員積立投資プラン)インデックスポートフォリオ	793,859,448円	ミليون(従業員積立投資プラン)インデックスポートフォリオ 771,529,442円
ミليون(従業員積立投資プラン)フィナンシャルミックスポートフォリオ	345,308,272円	ミليون(従業員積立投資プラン)フィナンシャルミックスポートフォリオ 315,113,735円
合計	1,139,167,720円	合計 1,086,643,177円

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
日本水産	2,000	256	512,000	
マルハニチロホールディングス	2,000	131	262,000	
国際石油開発帝石	2	755,000	1,510,000	
コムシスホールディングス	2,000	868	1,736,000	
大成建設	2,000	161	322,000	
大林組	2,000	327	654,000	
清水建設	2,000	325	650,000	
鹿島建設	2,000	200	400,000	
大和ハウス工業	2,000	926	1,852,000	
積水ハウス	2,000	784	1,568,000	
日揮	2,000	1,724	3,448,000	
日清製粉グループ本社	2,000	1,194	2,388,000	
明治ホールディングス	200	3,420	684,000	
日本ハム	2,000	1,054	2,108,000	
サッポロホールディングス	2,000	443	886,000	
アサヒビール	2,000	1,552	3,104,000	
麒麟ホールディングス	2,000	1,414	2,828,000	
宝ホールディングス	2,000	518	1,036,000	
双日	200	160	32,000	
キッコーマン	2,000	1,021	2,042,000	
味の素	2,000	797	1,594,000	
ニチレイ	2,000	333	666,000	
日本たばこ産業	10	261,400	2,614,000	
J.フロント リテイリング	2,000	385	770,000	
三越伊勢丹ホールディングス	2,000	794	1,588,000	
東洋紡績	2,000	135	270,000	
ユニチカ	2,000	65	130,000	
日清紡ホールディングス	2,000	772	1,544,000	
日東紡績	2,000	155	310,000	
セブン&アイ・ホールディングス	2,000	1,958	3,916,000	
帝人	2,000	245	490,000	
東レ	2,000	463	926,000	
三菱レイヨン	2,000	267	534,000	
クラレ	2,000	1,015	2,030,000	
旭化成	2,000	431	862,000	
SUMCO	200	1,623	324,600	
王子製紙	2,000	364	728,000	
三菱製紙	2,000	110	220,000	
北越紀州製紙	2,000	440	880,000	
日本製紙グループ本社	200	2,200	440,000	
昭和電工	2,000	157	314,000	
住友化学	2,000	362	724,000	
日産化学工業	2,000	1,148	2,296,000	
日本曹達	2,000	322	644,000	
東ソー	2,000	223	446,000	
電気化学工業	2,000	370	740,000	
信越化学工業	2,000	4,660	9,320,000	
協和発酵キリン	2,000	935	1,870,000	
三井化学	2,000	239	478,000	
三菱ケミカルホールディングス	1,000	311	311,000	
宇部興産	2,000	218	436,000	
日本化薬	2,000	739	1,478,000	
電通	2,000	1,926	3,852,000	
花王	2,000	2,005	4,010,000	
武田薬品工業	2,000	3,550	7,100,000	
アステラス製薬	2,000	3,270	6,540,000	
大日本住友製薬	2,000	854	1,708,000	

塩野義製薬	2,000	1,860	3,720,000
中外製薬	2,000	1,658	3,316,000
エーザイ	2,000	3,210	6,420,000
テルモ	2,000	5,030	10,060,000
第一三共	2,000	1,712	3,424,000
ヤフー	8	26,240	209,920
トレンドマイクロ	2,000	3,200	6,400,000
富士フイルムホールディングス	2,000	2,525	5,050,000
コニカミノルタホールディングス	2,000	836	1,672,000
資生堂	2,000	1,657	3,314,000
新日本石油	2,000	390	780,000
昭和シェル石油	2,000	775	1,550,000
新日鉱ホールディングス	2,000	353	706,000
横浜ゴム	2,000	350	700,000
ブリヂストン	2,000	1,425	2,850,000
旭硝子	2,000	802	1,604,000
日本板硝子	2,000	239	478,000
住友大阪セメント	2,000	148	296,000
太平洋セメント	2,000	113	226,000
東海カーボン	2,000	391	782,000
TOTO	2,000	484	968,000
日本碍子	2,000	1,970	3,940,000
新日本製鐵	2,000	335	670,000
住友金属工業	2,000	229	458,000
神戸製鋼所	2,000	159	318,000
ジェイ エフ イー ホールディングス	200	3,080	616,000
大太平洋金属	2,000	603	1,206,000
日本製鋼所	2,000	1,112	2,224,000
日本軽金属	2,000	81	162,000
三井金属鉱業	2,000	220	440,000
東邦亜鉛	2,000	432	864,000
三菱マテリアル	2,000	219	438,000
住友金属鉱山	2,000	1,462	2,924,000
DOWAホールディングス	2,000	487	974,000
古河機械金属	2,000	102	204,000
古河電気工業	2,000	348	696,000
住友電気工業	2,000	1,067	2,134,000
フジクラ	2,000	407	814,000
東洋製罐	2,000	1,400	2,800,000
オークマ	2,000	399	798,000
小松製作所	2,000	1,793	3,586,000
住友重機械工業	2,000	409	818,000
日立建機	2,000	2,195	4,390,000
クボタ	2,000	777	1,554,000
荏原製作所	2,000	355	710,000
千代田化工建設	2,000	710	1,420,000
ダイキン工業	2,000	3,290	6,580,000
日本精工	2,000	590	1,180,000
NTN	2,000	341	682,000
ジェイテクト	2,000	956	1,912,000
ミネベア	2,000	411	822,000
日立製作所	2,000	262	524,000
東芝	2,000	457	914,000
三菱電機	2,000	604	1,208,000
富士電機ホールディングス	2,000	142	284,000
明電舎	2,000	390	780,000
ジーエス・ユアサ コーポレーション	2,000	654	1,308,000
日本電気	2,000	235	470,000
富士通	2,000	530	1,060,000
沖電気工業	2,000	74	148,000
パナソニック	2,000	1,201	2,402,000
シャープ	2,000	1,023	2,046,000
ソニー	2,000	2,525	5,050,000
TDK	2,000	4,870	9,740,000



三洋電機	2,000	162	324,000
ミツミ電機	2,000	1,429	2,858,000
アルプス電気	2,000	473	946,000
パイオニア	2,000	253	506,000
クラリオン	2,000	85	170,000
横河電機	2,000	655	1,310,000
アドバンテスト	4,000	2,035	8,140,000
デンソー	2,000	2,540	5,080,000
カシオ計算機	2,000	658	1,316,000
ファナック	2,000	7,630	15,260,000
京セラ	2,000	7,270	14,540,000
太陽誘電	2,000	963	1,926,000
パナソニック電工	2,000	989	1,978,000
三井造船	2,000	233	466,000
日立造船	2,000	122	244,000
三菱重工業	2,000	301	602,000
川崎重工業	2,000	204	408,000
I H I	2,000	160	320,000
日産自動車	2,000	648	1,296,000
いすゞ自動車	2,000	162	324,000
トヨタ自動車	2,000	3,570	7,140,000
日野自動車	2,000	295	590,000
三菱自動車工業	2,000	131	262,000
マツダ	2,000	195	390,000
本田技研工業	4,000	2,880	11,520,000
スズキ	2,000	2,140	4,280,000
富士重工業	2,000	353	706,000
ニコン	2,000	1,661	3,322,000
オリンパス	2,000	2,870	5,740,000
キヤノン	3,000	3,470	10,410,000
リコー	2,000	1,184	2,368,000
シチズンホールディングス	2,000	509	1,018,000
凸版印刷	2,000	729	1,458,000
大日本印刷	2,000	1,099	2,198,000
ヤマハ	2,000	923	1,846,000
伊藤忠商事	2,000	606	1,212,000
丸紅	2,000	466	932,000
豊田通商	2,000	1,231	2,462,000
三井物産	2,000	1,168	2,336,000
東京エレクトロン	2,000	4,850	9,700,000
住友商事	2,000	857	1,714,000
三菱商事	2,000	1,982	3,964,000
高島屋	2,000	564	1,128,000
丸井グループ	2,000	519	1,038,000
クレディセゾン	2,000	1,056	2,112,000
イオン	2,000	745	1,490,000
ユニー	2,000	640	1,280,000
新生銀行	2,000	111	222,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,000	487	974,000
りそなホールディングス	200	1,000	200,000
中央三井トラスト・ホールディングス	2,000	313	626,000
三井住友フィナンシャルグループ	200	3,030	606,000
千葉銀行	2,000	571	1,142,000
横浜銀行	2,000	444	888,000
ふくおかフィナンシャルグループ	2,000	334	668,000
静岡銀行	2,000	906	1,812,000
住友信託銀行	2,000	478	956,000
みずほ信託銀行	2,000	80	160,000
みずほフィナンシャルグループ	2,000	170	340,000
大和証券グループ本社	2,000	449	898,000
野村ホールディングス	2,000	618	1,236,000
みずほ証券	2,000	309	618,000
松井証券	2,000	599	1,198,000
三井住友海上グループホールディングス	600	2,290	1,374,000

損害保険ジャパン	2,000	568	1,136,000	
東京海上ホールディングス	1,000	2,410	2,410,000	
T & Dホールディングス	200	2,185	437,000	
三井不動産	2,000	1,450	2,900,000	
三菱地所	2,000	1,369	2,738,000	
平和不動産	2,000	292	584,000	
東急不動産	2,000	327	654,000	
住友不動産	2,000	1,570	3,140,000	
東武鉄道	2,000	478	956,000	
東京急行電鉄	2,000	391	782,000	
小田急電鉄	2,000	698	1,396,000	
京王電鉄	2,000	546	1,092,000	
京成電鉄	2,000	495	990,000	
東日本旅客鉄道	200	5,820	1,164,000	
西日本旅客鉄道	2	310,000	620,000	
日本通運	2,000	379	758,000	
ヤマトホールディングス	2,000	1,238	2,476,000	
日本郵船	2,000	304	608,000	
商船三井	2,000	538	1,076,000	
川崎汽船	2,000	295	590,000	
全日本空輸	2,000	232	464,000	
日本航空	2,000	102	204,000	
三菱倉庫	2,000	935	1,870,000	
スカパーJ S A Tホールディングス	2	39,200	78,400	
日本電信電話	200	3,770	754,000	
K D D I	20	459,000	9,180,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	2	130,700	261,400	
東京電力	200	2,220	444,000	
中部電力	200	2,095	419,000	
関西電力	200	2,035	407,000	
東京瓦斯	2,000	345	690,000	
大阪瓦斯	2,000	297	594,000	
東宝	200	1,320	264,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	20	259,900	5,198,000	
東京ドーム	2,000	276	552,000	
セコム	2,000	4,270	8,540,000	
C S Kホールディングス	2,000	351	702,000	
コナミ	2,000	1,468	2,936,000	
ファーストリテイリング	2,000	17,380	34,760,000	
ソフトバンク	6,000	2,085	12,510,000	
合計	414,466		479,802,320	

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
新株予約権証券	D O W Aホールディングス	2,000	48,000	
	合計	2,000	48,000	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等関係に関する注記)」に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(平成21年12月28日現在)

資産総額	429,502,372 円
負債総額	1,514,161 円
純資産総額( - )	427,988,211 円
発行済数量	1,115,688,319 口
1口当たり純資産額( / )	0.3836 円

(参考) マザーファンドの現況

ミリオン・インデックスマザーファンド

## 純資産額計算書

(平成21年12月28日現在)

資産総額	602,371,341 円
負債総額	900,000 円
純資産総額( - )	601,471,341 円
発行済数量	1,088,677,419 口
1口当たり純資産額( / )	0.552 円

## 第5【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第12期計算期間(平成10年11月18日から平成11年11月17日まで)	140,924,957	268,011,216
第13期計算期間(平成11年11月18日から平成12年11月17日まで)	109,138,866	178,755,429
第14期計算期間(平成12年11月18日から平成13年11月19日まで)	132,765,006	76,759,519
第15期計算期間(平成13年11月20日から平成14年11月18日まで)	141,406,934	71,393,884
第16期計算期間(平成14年11月19日から平成15年11月17日まで)	129,761,183	143,831,682
第17期計算期間(平成15年11月18日から平成16年11月17日まで)	89,872,148	95,271,304
第18期計算期間(平成16年11月18日から平成17年11月17日まで)	78,411,226	142,871,659
第19期計算期間(平成17年11月18日から平成18年11月17日まで)	52,475,633	149,917,068
第20期計算期間(平成18年11月18日から平成19年11月19日まで)	41,615,933	161,758,997
第21期計算期間(平成19年11月20日から平成20年11月17日まで)	48,524,400	60,885,277
第22期計算期間(平成20年11月18日から平成21年11月17日まで)	62,090,808	75,471,629

## 第四部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	12,601株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

##### (2)委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

###### 投資運用の意思決定機構

- 1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析・検討を行います。
- 2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討結果をもとに運用計画を策定し、これに基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- 3.ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理部門が行います。
- 4.投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年12月28日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	46 本	261,798 百万円
合 計	46 本	261,798 百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるMDAMアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

#### 2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。

また、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	5,506,938	4,991,495
前払費用	65,550	74,359
未収入金	713	-
未収委託者報酬	282,746	197,729
未収運用受託報酬	<sup>1</sup> 666,711	<sup>1</sup> 563,651
未収投資助言報酬	<sup>1</sup> 155,620	<sup>1</sup> 149,263
繰延税金資産	102,141	59,785
未収還付法人税等	-	184,402
その他	5,127	14,729
流動資産合計	6,785,549	6,235,417
固定資産		
有形固定資産		
建物	<sup>2</sup> 85,293	<sup>2</sup> 77,307
器具備品	<sup>2</sup> 137,550	<sup>2</sup> 185,794
有形固定資産合計	222,843	263,101
無形固定資産		
ソフトウェア	15,660	55,251
電話加入権	6,662	6,662
その他	945	745
無形固定資産合計	23,267	62,658
投資その他の資産		
長期差入保証金	<sup>1</sup> 229,426	<sup>1</sup> 204,426
長期前払費用	545	455
繰延税金資産	55,523	31,097
施設利用権	52,933	49,000
貸倒引当金	46,600	48,000
投資その他の資産合計	291,828	236,979
固定資産合計	537,940	562,739
資産合計	7,323,490	6,798,156

(単位：千円)

	第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	6,941	10,129
未払金	388,509	285,007
未払収益分配金	12	63
未払償還金	26,358	26,039
未払手数料	162,523	111,698
その他未払金	199,614	147,206
未払費用	52,348	63,296
未払法人税等	255,570	-
未払消費税等	33,356	-
賞与引当金	133,063	111,651
流動負債合計	869,790	470,085
固定負債		
退職給付引当金	96,563	34,527
固定負債合計	96,563	34,527
負債合計	966,354	504,613
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
資本剰余金合計	660,443	660,443
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,521,650	1,458,057
利益剰余金合計	4,696,692	4,633,099
株主資本合計	6,357,135	6,293,543
純資産合計	6,357,135	6,293,543
負債・純資産合計	7,323,490	6,798,156

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,260,361	2,671,697
運用受託報酬	2,146,244	1,895,368
投資助言報酬	296,031	285,808
営業収益合計	5,702,637	4,852,874
営業費用		
支払手数料	1,905,786	1,539,781
広告宣伝費	42,531	27,273
公告費	1,528	2,008
調査費	619,244	631,638
調査費	368,810	275,877
委託調査費	250,433	355,760
委託計算費	187,638	223,105
営業雑経費	133,623	117,560
通信費	19,826	18,545
印刷費	103,828	89,443
協会費	5,971	6,540
諸会費	2,724	3,030
営業雑費	1,271	-
営業費用合計	2,890,352	2,541,367
一般管理費		
給料	1,049,089	1,229,342
役員報酬	44,133	60,179
給料・手当	751,153	963,583
賞与	253,802	205,578
その他報酬	23,940	42,327
賞与引当金繰入	133,063	111,651
退職金	-	17,750
福利厚生費	172,244	194,539
交際費	5,285	5,155
旅費交通費	31,720	37,766
租税公課	19,409	16,954
不動産賃借料	258,190	256,749
退職給付費用	50,414	1,477
貸倒引当金繰入	-	1,400
固定資産減価償却費	45,412	65,199
諸経費	164,042	151,288
一般管理費合計	1,952,814	2,128,647
営業利益	859,470	182,858



(単位：千円)

	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業外収益		
受取利息	8,575	14,568
償還金等時効完成分	16,743	122
保険契約返戻金・配当金	<sup>1</sup> 2,130	<sup>1</sup> 1,747
雑益	1,456	178
営業外収益合計	28,906	16,618
営業外費用		
為替差損	2	-
償還金等時効完成分支払額	40	3,264
雑損	-	217
営業外費用合計	42	3,481
経常利益	888,333	195,995
特別利益	-	-
特別損失		
有価証券評価損	819	-
固定資産除却損	<sup>2</sup> 1,653	<sup>2</sup> 3,080
和解金	<sup>3</sup> 83,525	-
商号変更費用	-	36,617
ゴルフ会員権償還損	-	633
特別損失合計	85,998	40,330
税引前当期純利益	802,335	155,664
法人税、住民税及び事業税	376,035	2,475
法人税等調整額	59,708	66,781
法人税等合計	316,326	69,257
当期純利益	486,008	86,407

## (3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額	-	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
資本剰余金合計		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	83,040	83,040
当期変動額	-	-
当期末残高	83,040	83,040
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
前期末残高	295	-
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	295	-
当期変動額合計	295	-
当期末残高	-	-
別途積立金		
前期末残高	3,092,001	3,092,001
当期変動額	-	-
当期末残高	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,235,346	1,521,650
当期変動額		
剰余金の配当	200,000	150,000
特別償却準備金の取崩	295	-
当期純利益	486,008	86,407
当期変動額合計	286,304	63,592
当期末残高	1,521,650	1,458,057
利益剰余金合計		
前期末残高	4,410,683	4,696,692
当期変動額		
剰余金の配当	200,000	150,000
特別償却準備金の取崩	-	-
当期純利益	486,008	86,407
当期変動額合計	286,008	63,592
当期末残高	4,696,692	4,633,099
株主資本合計		
前期末残高	6,071,127	6,357,135
当期変動額		
剰余金の配当	200,000	150,000
特別償却準備金の取崩	-	-
当期純利益	486,008	86,407
当期変動額合計	286,008	63,592
当期末残高	6,357,135	6,293,543

## 重要な会計方針

第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券はすべて「其他有価証券」として扱い、評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1)時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）</p> <p>(2)時価のないもの 総平均法による原価法</p>	
<p>2. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1)有形固定資産</p> <p>平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法</p> <p>平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3～18年 器具備品 3～20年</p> <p>（会計方針の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>（追加情報） なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>2. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定額法</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～18年 器具備品 3年～20年</p> <p>(2)無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3)リース資産 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>（会計方針の変更） 当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。これによる損益への影響はありません。</p>

<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p>	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) 賞与引当金 同 左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同 左</p>
<p>4. リース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>_____</p>
<p>5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。</p>	<p>5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理方法</p> <p>同 左</p>

## 表示方法の変更

<p style="text-align: center;">第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>1. (貸借対照表) 前事業年度において区分して表示しておりました「現金」及び「預金」は、金融商品取引業等に関する内閣府令の施行に伴い、当事業年度においては「現金・預金」として一括表示しております。</p> <p>2. 金融商品取引法の施行に伴う投資運用業等統一経理基準一部改正（平成19年12月19日）により、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において投資一任契約の未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は「未収投資顧問料」として表示しておりましたが、当事業年度においては「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」に区分掲記しております。 なお、前事業年度の「未収運用受託報酬」は608,226千円、「未収投資助言報酬」は153,962千円であります。 (損益計算書) 前事業年度において投資一任契約の運用受託報酬及び投資助言報酬は「投資顧問料」として表示しておりましたが、当事業年度においては「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」に区分掲記しております。 なお、前事業年度の「運用受託報酬」は2,021,937千円、「投資助言報酬」は294,367千円であります。</p>	<p>1. (損益計算書) 投資運用業等統一経理基準一部改正（平成20年3月19日）に伴い、以下の表示方法の変更を行っております。 前事業年度において「調査費」として表示しておりました支払投資助言報酬につき当事業年度においては「委託調査費」として表示しております。 なお、前事業年度の「調査費」として表示した支払投資助言報酬は135,539千円であります。また当事業年度より「委託調査費」として表示した支払投資助言報酬は98,709千円であります。</p>

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p style="margin-left: 40px;">未収運用受託報酬 59,608千円 未収投資助言報酬 155,620千円 長期差入保証金 204,060千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <p style="margin-left: 40px;">建物 60,908千円 器具備品 230,076千円</p>	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p style="margin-left: 40px;">未収運用受託報酬 43,508千円 未収投資助言報酬 149,263千円 長期差入保証金 204,060千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <p style="margin-left: 40px;">建物 68,895千円 器具備品 198,399千円</p>

## (損益計算書関係)

第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>1 全て関係会社に対する金額であります。</p> <p>2 固定資産除却損は器具備品1,653千円であります。</p> <p>3 和解金は、元従業員との雇用契約上発生したものであります。</p>	<p>1 同左</p> <p>2 固定資産除却損は器具備品3,080千円であります。</p> <p style="text-align: center;">_____</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第22期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	-	-	12,601株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	200,000,047円	15,871円76銭	平成19年3月31日	平成19年6月26日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	150,000,035円	利益剰余金	11,903円82銭	平成20年3月31日	平成20年6月25日

第23期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	-	-	12,601株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	150,000,035円	11,903円82銭	平成20年3月31日	平成20年6月25日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	30,000,083円	利益剰余金	2,380円77銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(リース取引関係)

第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
内容の重要性が乏しく、契約1件あたりの金額が少額なリース取引のため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により注記を省略しております。	重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。

(有価証券関係)

第22期（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

第23期(平成21年3月31日現在)  
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)  
当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

第23期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)  
当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第22期 (平成20年3月31日)
(1)退職給付債務(期末現在の責任準備金)(千円)	256,212
(2)年金資産(千円)	159,648
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	96,563
(4)退職給付引当金(3)(千円)	96,563

3. 退職給付費用の内訳

	第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
退職給付費用	50,414
(1)勤務費用(千円)	50,414

第23期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第23期 (平成21年3月31日)
(1)退職給付債務(千円)	220,105
(2)年金資産(千円)	185,577
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	34,527
(4)退職給付引当金(3)(千円)	34,527

3. 退職給付費用の内訳

	第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
退職給付費用(千円)	1,477



(ストック・オプション等関係)

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

第23期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳
繰延税金資産 千円	繰延税金資産 千円
未払事業税 20,393	未払費用否認 6,257
未払費用否認 15,522	賞与引当金繰入限度超過額 45,431
賞与引当金繰入額否認 54,644	ゴルフ会員権評価損否認 2,441
ゴルフ会員権評価損否認 18,052	貸倒引当金繰入限度超過額 19,531
貸倒引当金繰入限度超過額 18,962	未払福利厚生費否認 11,151
未払福利厚生費否認 9,878	退職給付引当金繰入限度超過額 14,049
退職給付引当金繰入限度超過額 39,292	税務上の繰越欠損金 16,672
その他 2,325	税務上の前払費用 6,664
繰延税金資産小計 179,068	その他 2,335
評価性引当額 21,403	繰延税金資産小計 124,533
繰延税金資産合計 157,665	評価性引当額 21,972
繰延税金負債 -	繰延税金資産合計 102,561
繰延税金資産の純額 157,665	繰延税金負債
	未収還付事業税 11,677
	繰延税金負債合計 11,677
	繰延税金資産の純額 90,883
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。	法定実効税率 40.69%
	(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 1.84%
	評価性引当額 0.37%
	住民税均等割 1.47%
	その他 0.12%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.49%

(企業結合等関係)

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

第23期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

第23期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

## （関連当事者情報）

第22期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

## 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	(被所有) 直接90%

関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の兼任等	事業上の関係				
役員2名	投資顧問運用助言及び設備の賃借	運用受託報酬	52,178千円	未収運用受託報酬	56,608千円
		投資助言報酬	296,031千円	未収投資助言報酬	155,620千円
		事務所家賃	246,356千円	前払家賃	20,862千円
		-	-	長期差入保証金	204,060千円

## 取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬については、投資一任契約に基づき報酬を算出しております。  
事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。  
(注)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第23期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

## （追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

## 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	(被所有) 直接90%

関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の兼任等	事業上の関係				
役員4名	投資顧問運用助言及び設備の賃借	運用受託報酬	37,648千円	未収運用受託報酬	43,508千円
		投資助言報酬	285,808千円	未収投資助言報酬	149,263千円
		事務所家賃	247,820千円	前払家賃	20,862千円
		-	-	長期差入保証金	204,060千円

## 取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬については、投資一任契約に基づき報酬を算出しております。  
事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。  
(注1)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
(注2)上記役員の兼任の内訳は、非常勤取締役2名、非常勤監査役2名であります。

## (1株当たり情報)

第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	504,494円56銭	1株当たり純資産額	499,447円91銭
1株当たり当期純利益	38,569円04銭	1株当たり当期純利益	6,857円17銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

## 1株当たり純資産額

	第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計金額(千円)	6,357,135	6,293,543
普通株式に係る純資産額(千円)	6,357,135	6,293,543
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数	12,601	12,601
普通株式の自己株式数	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	12,601	12,601

## 1株当たり当期純利益

	第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
当期純利益(千円)	486,008	86,407
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益	486,008	86,407
期中平均株式数(株)	12,601	12,601

## (重要な後発事象)

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)  
該当事項はありません。

第23期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)  
該当事項はありません。

中間財務諸表等  
 中間財務諸表  
 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
現金・預金	5,069,262
未収委託者報酬	215,942
未収運用受託報酬	629,114
未収投資助言報酬	131,786
繰延税金資産	43,750
その他	101,358
流動資産合計	6,191,215
<b>固定資産</b>	
有形固定資産	<sup>1</sup> 234,500
無形固定資産	55,658
投資その他の資産	238,692
長期差入保証金	204,426
繰延税金資産	32,856
その他	49,410
貸倒引当金	48,000
固定資産合計	528,851
資産合計	6,720,066
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払償還金	30,934
未払手数料	119,147
未払法人税等	5,863
賞与引当金	76,739
その他	<sup>2</sup> 180,016
流動負債合計	412,702
<b>固定負債</b>	
退職給付引当金	25,242
固定負債合計	25,242
負債合計	437,944
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
資本剰余金合計	660,443
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,446,636
利益剰余金合計	4,621,678
株主資本合計	6,282,122
純資産合計	6,282,122
負債純資産合計	6,720,066

## 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成21年4月1日	
至 平成21年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	1,133,151
運用受託報酬	854,159
投資助言報酬	125,511
営業収益合計	2,112,822
営業費用	
支払手数料	641,354
その他営業費用	460,195
営業費用合計	1,101,549
一般管理費	<sup>1</sup> 993,250
営業利益	18,022
営業外収益	<sup>2</sup> 15,978
営業外費用	-
経常利益	34,000
特別利益	-
特別損失	-
税引前中間純利益	34,000
法人税、住民税及び事業税	1,145
法人税等調整額	14,276
法人税等合計	15,421
中間純利益	18,579

## 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
前期末残高		1,000,000
当中間期変動額		-
当中間期末残高		1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		660,443
当中間期変動額		-
当中間期末残高		660,443
資本剰余金合計		
前期末残高		660,443
当中間期変動額		-
当中間期末残高		660,443
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高		83,040
当中間期変動額		-
当中間期末残高		83,040
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高		3,092,001
当中間期変動額		-
当中間期末残高		3,092,001
繰越利益剰余金		
前期末残高		1,458,057
当中間期変動額		
剰余金の配当		30,000
中間純利益		18,579
当中間期変動額合計		11,420
当中間期末残高		1,446,636
利益剰余金合計		
前期末残高		4,633,099
当中間期変動額		
剰余金の配当		30,000
中間純利益		18,579
当中間期変動額合計		11,420
当中間期末残高		4,621,678
株主資本合計		
前期末残高		6,293,543
当中間期変動額		
剰余金の配当		30,000
中間純利益		18,579
当中間期変動額合計		11,420
当中間期末残高		6,282,122

## 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1. 固定資産の減価償却方法	
(1)有形固定資産	
定額法	
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。	
建物 3年～18年	
器具備品 3年～20年	
(2)無形固定資産	
定額法	
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	
2. 引当金の計上基準	
(1)貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	
(2)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。	
(3)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	
消費税等の会計処理方法	
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	72,593千円
器具備品	222,830千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	28,601千円
無形固定資産	7,229千円
2 営業外収益のうち主なもの	
受取利息	5,279千円
償還金等時効完成分	2,242千円
保険契約返戻金・配当金	1,738千円
還付加算金	5,459千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末	
普通株式	12,601株	-	-	12,601株	
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	30,000,083円	2,380円77銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。					

## (リース取引関係)

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

## (有価証券関係)

当中間会計期間末(平成21年9月30日)

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

## (ストック・オプション等関係)

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

## (企業結合等関係)

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

## (持分法損益等)

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。



## (1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1株当たり純資産額	498,541円56銭
1株当たり中間純利益	1,474円42銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
中間損益計算書上の中間純利益(千円)	18,579
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る中間純利益(千円)	18,579
普通株式の期中平均株式数(株)	12,601

## (重要な後発事象)

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

**第2【その他の関係法人の概況】****1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

## (1)受託会社

(平成21年4月1日現在)

(A)名称	(B)資本金の額(百万円)	(C)事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

## (2)販売会社

(平成21年3月31日現在)

(A)名称	(B)資本金の額(百万円)	(C)事業の内容
コスモ証券株式会社	13,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

**2【関係業務の概要】**

## (1)受託会社

ファンドの受託者として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、その他付随する業務等を行います。なお、受託者は、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。

## (2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

**3【資本関係】**

## (1)受託会社

該当事項はありません。

## (2)販売会社

該当事項はありません。

## 〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

## 1.名称、資本金の額及び事業の内容

- (A) 名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社  
 (B) 資本金の額 : 平成21年3月31日現在、51,000百万円  
 (C) 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

## 2.関係業務の概要

受託会社との信託契約(再信託契約)に基づき、当ファンドの信託事務の一部(信託財産の管理)を委託され、その事務を行うことがあります。

## 3.資本関係

該当ありません。

### 第3【その他】

- (1)目論見書の表紙に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。また、目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載します。
- (2)届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」として、冒頭に記載します。
- (3)目論見書に商品分類および属性区分の一覧表、用語解説等を掲載します。
- (4)目論見書に、当ファンドの信託約款を添付します。届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (5)届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して、目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6)目論見書の別称として、次を用いることがあります。
  - 投資信託説明書（目論見書）
  - 投資信託説明書（交付目論見書）
  - 投資信託説明書（請求目論見書）
- (7)目論見書の冒頭に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年1月8日

MDAMアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 森 公高  
業務執行社員指定社員 公認会計士 辻前 正紀  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているミリオン（従業員積立投資プラン）インデックスポートフォリオの平成20年11月18日から平成21年11月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミリオン（従業員積立投資プラン）インデックスポートフォリオの平成21年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

MDAMアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

MDAMアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史
指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻前 正紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMDAMアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 当事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

MDAMアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史
指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻前 正紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年1月7日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員  
指定社員  
業務執行社員公認会計士 森 公高  
公認会計士 辻前 正紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているミリオン（従業員積立投資プラン）インデックスポートフォリオの平成19年11月20日から平成20年11月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミリオン（従業員積立投資プラン）インデックスポートフォリオの平成20年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)



## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史
指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻前 正紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 前事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。